

(仮称) 稲沢市児童発達支援センター 運営方針 (案)

発達に遅れのある又は障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、子どもの発育に不安を感じている保護者が、安心して子育てができるよう、家族への相談支援も行います。

また、地域における中核的な支援機関として、母子保健、教育・保育施設、医療機関や発達支援児等に係る専門機関との連携の核となり、子どもの成長に応じた途切れのない支援、助言など地域支援をあわせて行い、子どもの健やかな成長と発達が保護者や地域住民の喜びと生きがいになるよう、共に支え合い、助け合うインクルーシブ(包括的)な地域社会の実現を目指します。

【児童発達支援】

1. 親子通園 (月～金曜日 定員10名)

稲沢市が大切にしてきた親子通園の意義を踏まえ、より効果的に実施すること。

(1) 専門性の高い支援

指導員には、全て保育士資格のある職員を配置
作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士等の専門職による訓練
臨床心理士や保健師による相談

(2) 保護者支援

ペアレントトレーニングを実施
共働きで平日に通所できない保護者への配慮や保育園等、通園者のアフターフォローとして、毎月第3土曜日の開所

2. 単独通園

時代のニーズに合わせ、単独通園について、下記のとおり実施すること。

(1) 保育園・幼稚園等との併用 (月～金曜日 定員10名)

保育園や幼稚園等との併用を可能とし、就園後のアフターフォローも行い、本人や保護者の不安を軽減すること。

(2) 肢体不自由児及び医療的ケア児に対する療育の実施 (月～金曜日 定員10名)

看護師を配置し、肢体不自由児や医療的ケア児が通所できる体制

(3) 送迎サービス

希望者に対しての車輛送迎

【保育所等訪問支援】(月・水・金曜日)

稲沢市内で唯一実施の事業所として、保育園や幼稚園への巡回訪問指導、小学校への巡回訪問の経験のある職員や公認心理師等の専門資格のある職員を中心に配置し、利用者が集団に適応できるよう指導・助言を行う。また、保育士や教員等にも助言を行う。

【相談支援事業】

- ・障害児に特化した地域の相談支援事業所として、障害児利用支援計画の作成だけでなく、子どもの発達や障害に関する一般相談等にも対応する。
- ・市内、近隣市外の相談支援事業所とも連携し、良好な信頼関係を構築
- ・子どもの発達、問題行動、不登校等保護者からの子育てに関する総合的な相談窓口としての「子育て相談室なのはな」や障がいのある方やその家族に対しての総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業所への後方支援や人材育成など地域の相談支援体制の強化に取り組んでいる「障がい者基幹相談支援センター」との連携、情報共有

【関係機関との連携・支援】

- ・稲沢市地域自立支援協議会に設置されている通所支援事業所連絡会に参画し、事業所同士の横のつながりを深める情報交換や専門的な知識・技術に基づき支援、助言を行うとともに専門性を深める研修等の実施に努める。
- ・保健センター、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等と連携し、適切な支援に努める。
- ・主治医や訪問看護ステーション、保護者と密に連携し、医療的ケア児への対応について事故のないよう努める。